

デジタル統括室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(令和7年4月分)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	業務統合端末等機器(ICT戦略室)(令和元年度再々継続借入)	事務用品賃貸	FLCS株式会社 関西支店	1,767,150	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
2	業務統合端末等機器(ICT戦略室(その2))(令和2年度再々継続借入)	事務用品賃貸	株式会社JECC	1,034,550	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
3	テレワーク用PC機器等一式借入(令和2年度継続借入)	情報処理	三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部	3,617,592		地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	—
4	令和7年度 AI音声認識文字起こしツール借入	事務用品賃貸	株式会社 時空テクノロジーズ	1,795,200	令和7年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—
5	令和7年度人流分析用エッジAIデバイス買入	OA機器・用品	ソニーマーケティング株式会社	2,286,900	令和7年4月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	—

No. 1

随意契約理由書

- 1 案件名称
業務統合端末等機器（ICT戦略室）（令和元年度再々継続借入）

- 2 契約の相手方
FLCS株式会社 関西支店

- 3 随意契約理由
デジタル統括室の既存契約である令和6年度業務統合端末等機器（ICT戦略室）継続借入（令和6年12月27日契約）について、令和7年3月31日にリース期間満了となるが、令和7年12月31日までは継続した借り入れが業務上必要となるため、現在の契約相手方であるFLCS株式会社と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G7)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（06-6543-7114）

No. 2

随意契約理由書

- 1 案件名称
業務統合端末等機器（ICT戦略室(その2)）（令和2年度再々継続借入）

- 2 契約の相手方
株式会社J E C C

- 3 随意契約理由
デジタル統括室の既存契約である令和6年度業務統合端末等機器（ICT戦略室(その2)）継続借入（令和6年12月23日契約）について、令和7年3月31日にリース期間満了となるが、令和7年12月31日までは継続した借入れが業務上必要となるため、現在の契約相手方である株式会社JECCと特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G7)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（06-6543-7114）

No. 3

随意契約理由書

- 1 案件名称
テレワーク用PC機器等一式借入（令和2年度継続借入）

- 2 契約の相手方
三菱HCキャピタル株式会社 関西第一営業部

- 3 随意契約理由
リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため。また、この事業が令和8年度以降存続しない可能性もあるため、新規調達ではなくリース延長で契約する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G7)

- 5 担当部署
デジタル統括室基盤担当基盤グループ（電話番号 06-6543-7122）

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 AI音声認識文字起こしツール借入

2 契約の相手方

株式会社 時空テクノロジーズ

3 随意契約理由

本市職員が業務上の会議や打ち合わせに携わる機会は年間を通じて多く、その記録や速やかな情報共有の手段として求められる議事録の作成に、多くの時間を費やしている。

また会議以外にも面談記録や電話応対等、様々な状況下で交わされる会話を記録する必要があり、それらの記録を収集・分析することで業務の改善が期待できる。

よって、操作が間便なリアルタイムAI音声認識文字起こしツールを導入することで業務時間を削減して業務の効率化を図り、また蓄積した会話記録をAI分析することで窓口業務の改革に繋げることを目的として本事業を実施するものである。

実施に当たり、① リアルタイムの文字起こしが可能、② 文字起こししたテキストデータの即時共有が可能、③ 個人情報漏洩のリスクが少ない、④ 運営事業者が情報セキュリティに関する公的な認証を取得している、という条件で市中のサービスを調査したが、該当するサービスは唯一、株式会社時空テクノロジーズの提供する「ログミーツ」だけであった。（別紙資料参照）

「ログミーツ」は携帯性に優れた専用モバイル端末だけでリアルタイムの文字起こしが可能であり、また文字起こし後はデータをクラウドへ保存し、端末からは直ちに削除するため紛失等による個人情報漏洩リスクがない。生成したテキストと音声データは遠隔地で即時共有可能である。さらに時空テクノロジーズはPマーク、ISO27001（ISMS）、ISO27017の3つの認証を取得している。

よって同社とサービス利用に係る契約を別途締結するとともに、本件にてサービス利用に必要なモバイル端末の借入を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

(G31)

5 担当部署

デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号 06-6208-7670）

No. 5

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和7年度人流分析用エッジA I デバイス買入
- 2 契約の相手方
ソニーマーケティング株式会社
- 3 随意契約理由
ソニーマーケティング株式会社は、本業務において必要とする要件を満たす、唯一のサービスの開発・提供事業者であるため。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
(G31)
- 5 担当部署
デジタル統括室DX推進担当デジタルサービスグループ（電話番号06-6208-8860）